

●香川県告示第244号

平成18年香川県告示第580号（地方自治法施行令の規定に基づく徴収又は収納事務の委託）の一部を次のように改正し、平成24年5月17日から施行する。
平成24年5月11日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
徴収又は収納事務	委託先	住所	委託年月日	徴収又は収納事務	委託先	住所	委託年月日
栗林公園入園料の収納事務	略			栗林公園入園料の収納事務	略		
栗林公園入園料の収納事務（高松市立玉藻公園において行われるものに限る。）	香川県造園事業協同組合	高松市鬼無町鬼無741番地1	平成24年5月1日				
香川県公安委員会が設置したパーキング・メーターの作動手数料及びパーキング・チケットの発給手数料の収納事務	略			香川県公安委員会が設置したパーキング・メーターの作動手数料及びパーキング・チケットの発給手数料の収納事務	略		
略				略			